

河内源氏の京外の教育空間

長谷部 寿彦[†]

A space of education for the *kawachigenji* clan on the suburbs of Heian-kyo

Toshihiko Hasebe

1. はじめに

1232（貞永元）年、鎌倉幕府が制定した御成敗式目は鎌倉時代に止まらず、戦国時代においても効力をもち、庶民の素読や習字の教材にも用いられる「化け物みたいなものに祭りあげられていった」法であった[1]。

もっとも、制定当時の御成敗式目は近藤成一氏が述べるように「一定の体系性を備えた法典ではあるのだが、この法典によって新しい法が規定されたわけではなく、すでに存在すると認識されていた法についての当時の幕府当局者の最大公約数的理解をまとめたもの」と評されるようなものであった[2]。

上横手雅敬氏は、近藤氏が「すでに存在すると認識されていた法」と表現したものを、「従者主に忠を致し、子親に孝あり、妻は夫に従はず、人の心の曲れるをば棄て、直しきをば賞して、おのづから土民安堵のはかりごとにてや候」という武士の実践道徳にもとづく「道理」と表現し、式目を支える法の本質をとらえた[3]。

御成敗式目は制定当時、このような性格をもつ法であったが、それゆえ御成敗式目の「道理」は中世武士の教育を考える場合に格好の手がかりとなる。

平安貴族社会の教育は、大学寮で学ぶ一部男性を除くと基本的に家庭教育であり、京内の各人の邸宅が教育空間そのものであった[4]。別稿でみた河内源氏を始めとする武士の文芸教育も[5]、基本的に他の平安貴族と同じく京内の各人の邸宅で行われたものとみられる。では、武士独自の「道理」はどこで発達し、その教育はどこで行われたのか。

平安時代の武士の教育についてのまとまった研究は、戦前の高橋俊乗氏のものほぼ唯一のものである[6]。そこで、高橋氏が武士の武芸の教育空間についてどのように述べているのかをみてみよう。なぜなら武士の武芸は武士を他の平安貴族と分かつ最大の指標であり、武士の「道理」の教育は武芸教育の空間から発達し、行われてきたものと想定されるからである。高橋氏は、「庭訓」という語が武

士から流行したことを取り上げ、武士の家庭教育の力強かったことを示しているとし、家庭教育を重視する。また、武芸を代表する弓と馬の教育空間として、山野の狩猟や実戦の参加を重視した。すなわち武芸の教育空間として京外の山野を想定するが、その意味には言及しない。それを明らかにすることは後進の課題である。

そこで本稿では、その基礎作業として河内源氏の京外の武芸教育の空間がもつ意味を考えてみたい。

2. 河内源氏の京外の宅と武芸教育

2.1 武士と狩猟

石井進氏の『中世武士団』は、中世武士研究の古典的名著であるが、石井氏はこの著書で武士の狩猟が戦闘訓練であったことを指摘した[7]。

また、元木泰雄氏は源満仲が撰津国多田に所領を形成した理由を「武士団の維持」と、「武人としての技量を錬磨すること」に求めた[8]。武士の子ども達も、狩猟を通して武芸を学習していったものと考えられる。すなわち狩猟は武士の武芸教育そのものであった。

『江都督納言願文集』に、天仁3年（1110）6月の日付をもつ「但馬守平正盛堂供養願文」が収載される。本願文は、桓武平氏の武士平正盛が六波羅に建立した私堂の供養のために匡房が代作したものである[9]。そのなかで、正盛は「継門業而事蒐将、多尽齐楚之獲、奉王命而討鯨鯢、適立弧矢之威」と、正盛が家業を継承して狩猟を常とした日々を送り、朝廷の命により源義親を討つ功績を挙げたと讃えられる[10]。

また、『今昔物語集』巻十九ノ四「撰津守源満仲出家語」には、源満仲が「数ノ郎等ヲ山ニ遣、鹿ヲ令狩ル事隙无シ、同十九ノ七「丹後守保昌朝臣郎等、射〔テ〕母〔ノ〕成鹿〔ト〕出家語」には「兵ノ家ニテ非ズト云ヘドモ、心猛クシテ弓箭ノ道ニ達セリ」藤原保昌が、「丹後ノ守トシテ有リケル間、其ノ国ニシテ朝暮ニ郎等・眷属ト共ニ鹿ヲ狩ヲ以テ役トス」と、武士の満仲、武士に準じる存在の保

[†]2022年度修了（人文学プログラム）、現所属：放送大学選科履修生

昌が、狩猟を日常としたという記述がみえる。これらの記述からは、武士が日常的に狩猟を行っていたことをうかがうことができる。

2.2 河内源氏と河内国古市郡・石川郡

先にみた『今昔物語集』巻十九ノ四「撰津守源満仲出家語」では、満仲は京より一定の距離を隔てた撰津国多田宅を拠点に狩猟を行っていたと述べられる。源平の主要な武士団が、撰津源氏、大和源氏、河内源氏、伊勢平氏と呼ばれるように、武士は京より一定の距離をおいた空間に拠点を築いたが、彼らの狩猟もそこを中心に行われたものと考えられる。そして、河内源氏の京外の主要な拠点が、その名の由来となった河内国古市郡・石川郡と東国の拠点となる相模国鎌倉郡であった。

河内国古市郡宅について、『通法寺興廢記』・『河内源氏祀之伝』などの後世の縁起は、源頼信が寛仁4年（1020）に河内守に任ぜられた際、古市郷香炉峰に居館を構え、頼義は治安元年（1021）にここで誕生したとか、頼義が長久4年（1043）9月に、狩猟の途中に千手観音像を得たことを契機に邸宅の南に通法寺を建立し、康平7年（1064）には八幡宮を勧請し壺井八幡宮を創建したなどと述べる。

安田元久氏は、これをそのまま信じることはできないが、現在も同地に通法寺跡や壺井八幡宮、頼信以下三代のものという伝承をもつ墳墓が存在することから、大体は真実に近いものと考えられ、河内源氏がこれらの社寺を中心とする地域を本拠地としたことは疑いないとする[11]

元木泰雄氏は、頼信が撰閑家の支援を受けて河内に進出した可能性や、この通法寺跡や壺井八幡宮、頼信以下三代のものという伝承をもつ墳墓が残る石川郡壺井付近（現羽曳野市）が、のちに王家領石川荘となり、義家の6男義時に始まる石川源氏に伝領され、本領や墓所を守っていたものと考えられることを指摘した。なお、石川荘は建永2年（1207）「僧深慶某寺領注進状」が引用する康治2年（1143）の注文によると、約70町の面積を有していた[12]。

安田氏や元木氏の指摘からわかるように、河内源氏の祖頼信やその子頼義と河内国の関係を示す同時代史料はない。

最も古いのが、元木氏が指摘した建永2年「僧深慶某寺領注進状」引用の康治2年の注文であり（『鎌倉遺文』1691号「河内通法寺領注文案」）、そのなかに、

（前略）

一河内国石川庄

源義□□領河内国石川東条田畠□□事

（後略）

とみえることから、12世紀中期に河内源氏が河内国石川庄周辺に所領を有していたことがうかがえる。河内源氏当主と河内国との関係を示す確実な史料は、さらに時代が降った仁治2年（1241）3月の六波羅下知状である（『鎌倉遺文』5788号）。

河内国古市郡通法寺事

右、当寺者、伊予入道殿御建立之間、代代將軍家御帰

依之地也、而近隣輩伐採寺領山林樹木等、放入牛馬之間、寺辺令興廢云云、於自今以後者、可止甲乙人等乱入狼藉也、兼又有限敷地浮免所當、不可有懈怠之状如件

仁治二年三月廿四日

越後守平朝臣（花押）

相模守平朝臣（花押）

頼義が河内国古市郡に通法寺を建立したという記述がみえる。これらの記述から、頼信の時期は不明だが頼義の時期から河内源氏が古市郡と隣接する石川郡に拠点を置くようになったことは認めてもよいと考える。

2.3 河内源氏と相模国鎌倉郡

『吾妻鏡』治承4年（1180）10月12日条に以下のような記事がみえる。

快晴、寅尅、為崇祖宗、點小林郷之北山、構宮廟、被奉遷鶴岡宮於此所。以專光房暫為別當職（中略）本社者、後冷泉院御宇、伊予守源朝臣頼義奉勅定。征伐安部貞任之時、有丹祈之旨、康平六年（1063）秋八月、潜勸請石清水建瑞籬於当国由比郷（今号之下若宮）。永保元年（1081）二月、陸奥守同朝臣義家加修復。今又奉遷小林郷、致頻繁礼奠云々。

本条によると源頼朝が、頼義が相模国鎌倉郡由比郷に石清水八幡宮から勧請し、義家が修復した八幡宮を小林郷に遷して鶴岡八幡宮を建立したという。本条によれば、河内国古市郡に通法寺を築いた頼義の時期から河内源氏が鎌倉郡に進出していたことになる。

その事情について、『詞林采葉抄』第五には、

（前略）平將軍貞盛ノ孫上総介直方鎌倉ヲ屋敷トス。爰ニ鎮守府將軍兼伊予守源頼義イマタ相模守ニテ下向シ時、直方智トナリ玉テ八幡太郎義家（鎮東將軍）出生シ玉シカハ鎌倉ヲ奉讓ヨリ以降源家相伝ノ地トシテ（後略）

と、頼義が桓武平氏の貞盛曾孫直方の婿となり、直方から鎌倉の屋敷を譲与されて「源家相伝ノ地」になったとみえる。頼義が直方の婿となったことは『陸奥話記』に、

（前略）平直方朝臣、視彼騎射、窃相語曰、僕雖不肖、苟為名将後胤、偏貴武芸。而未曾見控弦之巧、如卿能者。請、以一女為箕箒妾。則納彼女為妻、令生三男二女。長子義家、仲子義綱等也（後略）。

と、直方が頼義の「視彼騎射」じて、娘を妻とさせ義家義綱等が生まれたとみえるし、『中外抄』下（53）にも、「仁平四年（1154）三月廿九日（中略）義家母者直方娘也。為義母ハ有綱女也。已華族也」とみえる。

野口実氏は、『詞林采葉抄』には誤った認識もみられるが、義家母が直方娘であることは『中外抄』からも裏付けられることから、頼義が直方の婿として鎌倉の屋敷を譲与されたことは認めてもよいとする[13]。『陸奥話記』の記

述と合わせると、野口氏のいうように頼義が直方の婿となって鎌倉の屋敷を譲与されたことは認めてもよいと考える。

元木泰雄氏によると、頼義と直方娘の婚姻の時期は不明確だが長男義家が生誕した長暦3年（1039）に頼義は相模守として任国にあったとされる[14]。直方娘との婚姻の時期は、義家誕生からそう隔たらない1030年代中期から後半とみて大過はないものとするが、そうすると河内源氏は河内国古市郡・石川郡周辺に拠点を築くのとほぼ同時期に、相模国鎌倉郡に拠点を築いていたことになる。

先述したように河内国に河内源氏が進出した時期の河内源氏と河内国の関係を示した同時代史料はないため、河内源氏が古市郡・石川郡に進出した詳しい事情は不明である。

ただ、『尊卑分脈』（第三篇）「第三頼信朝臣息男頼清頼季頼任義政流」に「頼信一頼任（頼信四男、号_レ河内冠者_一、母）一師任（猶子、河内右馬允、母）（後略）」とみえることが注目される。

頼任は「号_レ河内冠者_一」していることから、河内国で育ったものとみられ、母は同地出身の可能性が高い。頼義が鎌倉郡の宅を元の所有者の直方の婿となって取得したことを踏まえると、頼信が河内国古市郡・石川郡の宅を元の所有者の婿となって入手した可能性は想定してもよいだろう。

3. 河内源氏の京外の拠点と武士の「道理」

3.1 河内源氏の京外の宅の周辺

当該期の武士の京外の宅の様相をうかがえる同時代史料はあまりないが、源満仲の撰津国多田宅での出家を記した『小右記』逸文永延元年（987）8月16日条の「前撰津守満中朝臣於多田宅出家云々、同出家之者十六人、尼卅余人云々、満中殺生放逸之者也、而忽発菩提心、所_レ出家_一也」という記述と、東宮夫役を催促する東宮の下部に乱暴を働いた平致経が、伊勢の檢非違使の搜索を受ける過程で、尾張の致経と従類の宅が焼亡したことを記す『左経記』治安元年（1021）6月3日条の「又越_レ向尾張在所_一、尋捕之間、従類并致経宅等、皆以焼亡了、是壞_レ却郡庁_一新所_レ作云々」という記述は貴重である[15]。

『今昔物語集』巻十九ノ四「撰津守源満仲出家語」には、満仲の出家の際に甲冑を着た武士が「四五百人許」、館を護衛したとみえる。『小右記』にみえる満仲と共に出家した出家之者16人、尼30余人は、満仲と特に親しい従者と女人とみられる。また、武士以外にも多田宅に仕える者はいたはずであるから、武士だけで「四五百人許」かとはともかく、500人近くの人間が多田宅に仕えていたことは想定される。

また、『左経記』からは致経宅の周囲に「従類」の宅が存在していたことがわかる。このことからすると、500人近くの人間を従えていたものとみられる満仲の多田宅周囲にも、満仲に仕える「従類」の宅が複数存在していたことは確かなものとする。

頼信・頼義の時期の河内国古市郡・石川郡と相模国鎌倉

郡の河内源氏の拠点の様相をうかがわせる同時代史料はない。

しかし、満仲の撰津国多田宅や致経の尾張国宅の様相や頼義と通法寺の関係を記した仁治2年六波羅下知状、頼義が鎌倉郡由比郷に八幡宮を勧請したという『吾妻鏡』の記事などを合わせて考えると、河内源氏当主の宅周辺に主従関係を宗教的に支える寺社、ならびに当主に仕える従者の宅が立ち並び、これらに関係する人間が数百人規模で存在していたことは認めてもよいと考える。

そして、これらの河内源氏が河内国や相模国に築いた数百人規模の集団が、河内源氏の京での活動の基盤にもなったと考えられる。

3.2 武士の京外の宅がもつ意味

「はじめに」で述べたように、御成敗式目は武士独自の実践道徳である武士の「道理」に支えられていた。そして、その武士の「道理」は日常的に行われる狩猟の場で発達し、そのなかで教育されてきたものと考えられる。

律令武官は、所属官司に割り当てられた射場や馬場、天皇の野行幸に参加することで武芸の学習を行っていた。『延喜式』巻二十八兵部省・同巻四十五・左右近衛府大射人条には、近衛府武官が射礼前に「本府射場」で「教習」とみえる。

また、『儀式』巻七・十七日観射儀には「兵部省（中略）於_レ省家南門弓庭_一以令_レ調習_一」とある。これらの記述から、近衛府や兵部省に武官の射場があったことがうかがえる。

また、『延喜式』巻二十八兵部省・同巻四十五・左右近衛府騎射人条には五月五日節当日前に近衛府武官が「本府馬場」で「教習」とみえる。左近衛府の馬場は左近馬場と称され左京の一条大路末路の東に、右近衛府の馬場は右近馬場と称され右京の一条大宮末路の西に位置していた[16]。

天皇の狩猟のための行幸を野行幸というが[17]、『日本三代実録』仁和2年（886）12月25日条に「遊獵之儀、宜_レ有_レ武備_一」とみえるように、天皇の狩猟は軍事訓練の意味をもっていた。この野行幸で中心的役割を果たしたのは六衛府の武官たちであった（『新儀式』第四・野行幸事）。

律令武官の武芸教育の空間は以上にみてきたような所属官司の射場や馬場、野行幸の獵場であった。しかし、これらの空間で行われる教育は律令官僚制の秩序内で行われる教育であり、これらの空間から武士独自の「道理」が発達してくるとは考えにくい。

律令武官と武士の大きな相違点は、前者が律令官僚制の職務として律令俸禄制に経済的基盤を依存しながら国家の軍事警察権を執行するのに対して、後者は律令官僚制とは無関係に独自の経済的基盤に依存して国家から与えられた家職として軍事警察権を執行するところにある。

また、武士は律令官僚制原理とは相違する主従制原理によって従者をまとめた武士団を組織して国家の軍事警察権

の執行を担当した。

しかし、武士がその従者たちと武士独自の「道理」にもとづく武芸教育を行っていかうとする場合、律令制から成立した平安貴族社会の法体系や慣習が存在し、野行幸の猟場の禁野[18]が存在する京近郊よりも、一定の距離をおいた空間の方が適しているものと考えられる。

すなわち、武士団を組織して武士の「道理」にもとづいた武芸教育を行っていかうとする場合、京外に拠点を形成する必要があるわけで、武士たちの京外の拠点がもつ意味はここにあったと考えられるのである。

4. おわりに

御成敗式目の精神を支えた武士独自の「道理」は、河内源氏の河内国古市郡・石川郡、相模国鎌倉郡の宅を始めとする武士たちの京外の宅で、武士の武芸教育であった日常的狩猟のなかで発達し、教育されてきたものと考えられる。すなわち、京から一定の距離を隔てた武士の京外の宅が、武士独自の「道理」という慣習を発達させる基盤となったと考えられるということである。

武士の起源については諸説あるが、その起源を平安貴族社会に求めるとしても、武士独自の「道理」の発達や、その教育を行う基盤となった武士の京外の宅がもつ意味は軽視してはならないものとする。

なお、河内源氏を始めとする武士の京外の宅における武芸教育の具体的様相の解明については、今後の課題とした。

謝辞

本稿は2022年12月に放送大学大学院に提出した修士論文「河内源氏の教育内容と教育空間」の一部を元にして改稿したものである。修士論文の作成にあたり、ご指導、並びに口頭試問の労をお取りいただいた放送大学教授近藤成一先生、同杉森哲也先生に御礼を申し上げます。

文献

- [1] 笠松宏至著『徳政令 中世の法と慣習』（講談社学術文庫、2022年、初出1983年）「五 贈与と譲与」。
- [2] 近藤成一著『シリーズ日本中世史② 鎌倉幕府と朝廷』（岩波新書、2016年）「第二章 執権政治の時代」
- [3] 上横手雅敬著『北条泰時』（吉川弘文館、1958年）「五 式目の世界」
- [4] 平安貴族社会の教育については、石川松太郎「概説」・渋川久子「第六章 平安貴族の女子教育」石川松太郎他編『講座日本教育史 第1巻 原始・古代／中世』（第一法規出版、1984年）所収、鈴木理恵「第一章 大陸文化の受容から日本文化の形成へ」辻本雅史他編『新体系日本史16 教育社会史』（山川出版社、2002年）所収などを参照。
- [5] 拙稿「河内源氏の文芸教育」『放送大学文化科学研究』Vol.3、2024年。
- [6] 高橋俊乗著『日本教育文化史（一）』（講談社学術文庫、1978年、初出1933年）「第十章 武士の発生とその頃の武士の教養」。
- [7] 石井進著『中世武士団』（講談社学術文庫、2011年、初出1974年）「曾我物語の世界」。
- [8] 元木泰雄著『源満仲・頼光』（ミネルヴァ書房、2004年）「第5章 武人頼光とその周辺」。
- [9] 本願文と平正盛の関係については、高橋昌明「平正盛と六波羅堂」同氏著『増補改訂 清盛以前 伊勢平氏の興隆』（平凡社ライブラリー、2011年、初出1984年）所収。
- [10] 本願文の本文や解釈については、山崎誠著『江都督納言願文集注解』（塙書房、2010年）「67-12丹後守平正盛朝臣堂供養願文」を参照。
- [11] 安田元久著『源義家』（吉川弘文館、1966年）「二 河内源氏」。
- [12] 元木泰雄著『源頼義』（吉川弘文館、2017年）「第三 父頼信の台頭」。
- [13] 野口実著『武家の棟梁の条件』（中公新書、1994年）「Ⅲ 「武都」鎌倉の成立」。
- [14] 注[12]前掲元木氏著書「第八 頼義と小一条院」。
- [15] 注[9]前掲高橋氏著書「第一章 伊勢平氏の成立」（初出1975年）
- [16] 角田文衛「道綱母と時姫の邸宅」同氏著『王朝の映像—平安時代史の研究—』（東京堂出版、1970年、初出1966年）所収。
- [17] 野行幸については、榎村寛之「野行幸の成立—古代の王権儀礼としての狩猟の変質—」『ヒストリア』141号（1993年）、森田喜久男「日本古代の王権と鷹狩」『鷹・鷹場・環境研究』2号（2018年）・同「第一章 古代日本の鷹狩」福田千鶴他編『鷹狩の日本史』（勉誠出版、2021年）などを参照。
- [18] 注[17] 前掲の森田氏論文によれば、平安時代には山城国北野、河内国交野、大和国宇陀野など平安京近郊には天皇の猟場として禁野が複数設定されていた。